

山武市観光レンタサイクル利用規約

NPO 法人山武市観光協会
オライはすぬま企業組合

本利用規約は、利用者が当協会のレンタサイクルをご利用の際に遵守していただく事項について規定しています。

下記の事項をよく読んだうえでお申込ください。なお、本規約を受け取り、申込用紙を提出し、利用料金のお支払後、鍵をお渡しした時点で本規約に同意したものとします。

1 利用申込

- ①ご利用にあたり、自転車運転経験、体力等を利用者で自己判断していただき、自己責任でのご利用をお願いします。
- ②利用申込は高校生(又は16歳)以上の方に限らせていただきます。中学生又は16歳未満の場合は保護者の同伴が必要です。その際、保護者の文書による同意をいただきます。
- ③貸出場所の営業時間にお越しいただき、利用申込用紙に必要な事項をご記入の上、身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、学生証等)をご提示ください。
※申込用紙にご記入いただいたお客様の個人情報、当レンタサイクル業務以外の目的には使用いたしません。また、身分証明書については書き写しや複写させていただく場合がございます。
- ④事前のご予約は承っておりませんのでご了承ください。

2 貸出場所と返却場所

- ①成東駅前観光交流センター内、観光案内所 電動アシスト付自転車 7台
- ②道の駅オライはすぬま 管理事務所 電動アシスト付自転車 3台
- ③基本として貸出を受けた貸出場所へ返却していただきますが、貸出を受けた貸出場所以外の貸出場所へ返却する場合(案内所で貸出した自転車を道の駅で返却、又はその逆)、乗捨て料として別途1,000円ご負担いただきます。

3 利用時間

レンタサイクル営業時間

成東駅前観光案内所 9:00~16:00 道の駅オライはすぬま 10:00~16:00

- ①貸出場所のレンタサイクル営業時間に限り、終業時間までに返却をしてください。
- ②返却時間が遅れそうな場合は必ず当協会(TEL:0475-82-7100)又はオライはすぬま(TEL:0475-80-5020)へご連絡ください。
※無連絡、無許可で営業時間以降に大幅に遅れて返却された場合や、翌日以降に返却された場合、別途、違約金をお支払いただきます。(1日につき電動アシスト付自転車1,000円、1日未満でも1日に換算します。)
- ③貸出は1日(営業時間内)で日を連続しての貸出はいたしません。

4 利用料金

利用料金(税込)：1台1日1,600円：2時間500円：4時間1,000円 乗捨て料：1台1,000円

- ①利用料金は前払制です。申込時に貸出場所にてお支払いください。
- ②利用料金は最大で営業時間内を限度に1回ごとの料金です。
- ③基本として貸出を受けた貸出場所へ返却していただきますが、貸出を受けた貸出場所以外の貸出場所へ返却する場合(案内所で貸出した自転車を道の駅で返却、又はその逆)、乗捨て料として別途1,000円ご負担いただきます。

5 利用前点検

- ①自転車は定期的に点検を実施しておりますが、利用者様も利用前にブレーキ、ハンドル、サドルのゆるみ、タイヤの空気圧などの使用前の自主安全点検を必ず行ってください。
- ②ご利用中に当レンタサイクルの損傷、備品の紛失及び整備不良を発見した時は、直ちに使用を中止し、当協会へご連絡ください。連絡がないまま、利用した場合、貸出時において損傷、備品の紛失及び整備不良は無かったものとみなします。

6 管理義務

- ①利用者は、管理義務をもって利用するものとし、その管理義務は貸出を受けた時から返却するまで継続するものとし、ます。運転中のみならず、無人で駐輪中でも管理義務がありますので、駐輪する場所の安全、強風による転倒予測と防止に努めてください。無人駐輪中の転倒当の事故・トラブルについて当協会は一切責任を負いません。
- ②『貸出』とは申込用紙に必要事項を記入し、利用料金の支払いが完了して当方スタッフから鍵を利用者に直接お渡しした時点をもって『貸出』とします。
- ③『返却』とは貸出場所のレンタサイクル営業時間内に自転車をお持ちいただき、当方スタッフに鍵を直接ご返却いただいた時点をもって『返却』とします。貸出場所にお持ちいただいても当方スタッフに返却のご連絡がない場合、返却にはなりませんのでご注意ください。

7 ヘルメットの着用

千葉県自転車条例により、レンタサイクル運転時にはヘルメットの着用をお願いします。

8 自転車の事故・損傷

- ①貸出中に自転車の事故又は損傷があった場合は、速やかに当協会にご連絡ください。
- ②当協会へ事前の了解なく利用者自身で自転車を修理された場合、修理代の負担(弁償)は出来ません。
- ③通常利用時に生じたパンクなどの修理費用は基本的に当協会でご負担します。ただし、危険運転などの悪質な利用に起因する自転車の事故、損傷については、その費用に要した実費用をいただきます。

9 事故処理等

①お客様が貸出中に事故にあわれた場合は、事故の規模に関わらず、速やかに警察へ連絡する等法令で定められた処置をとるとともに、当協会(TEL:0475-82-7100) 又はオライはすぬま

(TEL:0475-80-5020)へ氏名、事故発生時間、場所、原因、状況等をご連絡ください。

②事故による示談などが必要な場合、お客様自らの責任において行ってください。当協会は事故について一切の責任は負わず、仲介に入ることも一切いたしませんので予めご了承ください。

③上記に関わらず、利用者が被害を与えた第三者にやむなく当協会が損害賠償を負担した場合を含め、当協会が被害を被った場合はお客様にその損害賠償を請求することがあります。

10 補償

①貸出中は一切を利用者の責任において利用していただき、以下の TS マーク付帯保険の適用範囲内でその補償を受けることができます。

赤色 TS マーク付帯保険補償内容 平成 29 年 10 月 1 日現在

【障害補償】 赤色 TS マーク貼付自転車搭乗者が交通事故により障害を負った場合

- ・入院加療 15 日以上の傷害 一律 10 万円
- ・死亡・重度後遺障害(1～4 級) 一律 100 万円

【賠償責任補償】 赤色 TS マーク貼付自転車搭乗者が第三者に障害を負わせてしまった場合

- ・死亡・重度後遺障害(1～7 級) 限度額 5,000 万円
- ・被害者見舞金 入院加療 15 日以上の傷害 一律 10 万円

②必要に応じて利用者が自ら所定の必要な手続き(保険会社への連絡及び必要な資料の提出を含む)を速やかに行うものとします。

③警察及び当協会に届出の無い事故、もしくは利用者がこの規約に違反して発生した事故による損害については、保険による損害てん補が受けられないことがあることを利用者は異議なく承諾するものとする。

④保険金が支払われない損害、及び補償限度を超える損害については、全額利用者の負担とします。

⑤自転車の故障、損傷、事故等によってお客様や第三者に損害(衣類、携帯品、備品、遅刻等により生じた損害なども含む)が発生したとしても、当協会に責する起因の場合を除いて当協会は一切の責任・補償を負いません。

⑥自転車の使用中、泥、ほこり、錆、油などの汚れが衣服に付着する場合もございますのでご注意ください。

⑦パンクなどの損傷、故障、事故、事件などの場合でもレンタサイクル利用料金は返却できませんのでご了承ください。

11 自転車の盗難・紛失・放置

- ①貸出中に自転車本体の盗難に遭い、又は紛失した場合は、速やかに当協会(TEL:0475-82-7100)又はオライはすぬま(TEL:0475-80-5020)に氏名、盗難発生時間、場所、原因等を連絡するとともに警察へ法令で定められた処置をしてください。自転車本体の盗難又は紛失で返却できない場合は弁償金をいただきます。
自転車盗難について、メーカーの盗難補償の適用範囲内でその補償を受けることができます。
(2020年6月6日まで)
- ②施錠した後、盗難に遭い返却できない場合は弁償金(30,000円)、無施錠のまま放置したなどの利用者に起因する事情により盗難、紛失した場合は弁償金(100,000円)を負担していただきます。なお、弁償金受領後に自転車の返還があった場合でも弁償金の返金はいたしません。
盗難時に鍵の返却がない場合は無施錠の扱いとなりますのでご注意ください。
- ③自転車の鍵を紛失、破損された場合は交換料として3,000円(税込)をいただきます。
- ④自転車を放置禁止区域などに放置し、移動・保管された場合などは、違反者として法律上の措置に従うとともに、速やかに引き取りを行い、返還を受けるのに要した費用は全額利用者が負担していただきます。代理で当協会が行った場合は、それに要した人件費、輸送費などもすべて利用者に負担していただきます。
- ⑤反射板を紛失した場合は、弁償金として500円(税込)をいただきます。

12 禁止行為

レンタサイクルのご利用にあたっては、次の行為は行わないでください。

- ①無謀運転、酒気帯び・飲酒運転、二人乗り等の過定員、傘さし運転、その他交通規則に反する行為をしないでください。
- ②危険箇所、不適切な場所での利用や歩行者などの通行障害となるような行為をしないでください。
- ③自転車放置禁止区域内及び歩行者や自動車の通行障害となるような場所での駐輪。
- ④自転車及び備品の構造・装置などの現状からの改造。
- ⑤パンクなどの自転車の異常を認めた場合に、運転を継続する行為。
- ⑥申込者以外の第三者に使用(転貸)させること。

13 貸出の拒絶又は取消

当レンタサイクルで次の各号のいずれかに該当する場合は、自転車の貸出を拒絶又は貸出期間中であっても取消します。なお、取り消された場合は速やかに自転車を返却していただき、利用料金は一切返還いたしません。

- ①申込者が前項に掲げた禁止行為を遵守できないと認められるとき。
- ②申込書に虚偽の記載をしたとき。
- ③申込者が暴力団関係団体、関係者その他反社会勢力に属していると認められるとき。
- ④身体的、精神的に自転車を安全に運転することが困難であると当協会もしくは貸出所が判断

した時。

- ⑤過去の利用においてトラブルがあり、それらが未解決、もしくは再度のトラブルが予想されるとき。
- ⑥貸出期間が暴風雨等の悪天候時、もしくはそれらが予想されるとき。
- ⑦イベントなどにより周辺での利用が困難であると貸出所が判断したとき。
- ⑧周辺の道路状況、事件、事故などの影響、又はその他の理由で当協会もしくは貸出所が適当でないと判断したとき。
- ⑨その他、貸出所の都合により貸出が困難であるとき。

【事故に遭われたとき】

□山武警察署 TEL:0475-82-0110 山武市富田ト 1177 番地 3

【お問合せ先】

□NPO 法人山武市観光協会 TEL:0475-82-7100 山武市津辺 361 番地 13

□道の駅 オライはすぬま TEL:0475-80-5020 山武市蓮沼ハの 4826 番地